

## 議事録

会議の名称	第8回上牧町学校統合準備委員会（通学部会）会議
-------	-------------------------

開催日時	令和7年11月5日 午前10時00分から
開催場所	上牧町役場 西館2階 第6会議室
出席者 (委員等)	部会長、委員8名
出席者 (事務局等)	教育総務課長、教育総務課長補佐、教育総務課主事
傍聴の有無	無
議事録の 作成方法	要点筆記（簡易対話形式）
会議の議事	1. 開会 2. 現地視察の担当エリアについて 3. 現地視察箇所の選定について 4. その他（連絡事項等） 5. 閉会
会議資料	・通学部会資料5-3：「通学安全対策マップ（3）」 ・通学部会資料5（別紙）-1：「現地視察担当表」
決定事項	なし
特記事項	なし
次回日程	令和7年11月28日（金）午前10時00分から

## 内 容（簡 易 対 話 形 式）

### 1. 開会

- 事務局 定刻により開会する。  
なお、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開とし、会議録作成のためICレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。  
それでは、配付資料について確認する。

(事務局が配付資料を確認)

### 2. 現地視察の担当エリアについて

- 部会長 それでは案件事項の議事を進める。  
まず、「通学部会資料5(別紙)-I:現地視察担当表」について、事務局から説明をお願いする。
- (資料について事務局が説明)
- 部会長 ただいま説明があったことに関して、何か意見等はないか。
- 部会長 視察方法はどのように考えておられるのか。
- 事務局 本日、視察箇所及び視察順を検討する。それに基づき、次回、公用車にて視察箇所まで移動しつつ、視察箇所付近を徒步で視察するという形で実施したいと考えている。

部会長	事務局が運転する公用車で班ごとに視察箇所を巡るということでよいか。
事務局	お見込みのとおりである。
委員	視察の際にはどのような観点で確認すればよいか。
事務局	交通量の多い場所等の気にかかる場所を確認しつつ、危険であるため通学での利用を禁止すべき場所や安全啓発をすべき場所等について、ご意見をいただきたいと考えている。
部会長	通学路上の危険を把握するという認識でよいか。また、上牧第二中学校区から上牧中学校への自転車通学の通学経路を特に確認するという認識でよいか。
事務局	お見込みのとおりである。 上牧中学校区を視察するB班においては、統合後も基本的には現在の通学方法と変更がないため、現状の課題を把握し、今後どのように対応すべきかという観点で視察できればと考えている。
部会長	ほかに意見等はないか。
	(意見等なし)
部会長	では、「通学部会資料5(別紙)-1:現地視察担当表」については提示いただいた形で進めていただき、次回、現地視察を実施したいと思う。

### 3. 現地視察箇所の選定について

部会長 続いて、「通学部会資料 5-3：通学安全対策マップ（3）」を用いつつ、現地視察箇所の選定について、事務局から説明をお願いする。

（資料について事務局が説明）

部会長 自転車通学を念頭に置いての視察になると思うが、今回提示されている資料には自転車通学の経路が示されていない。また、自転車通学で利用が想定されている道について、認識を共有したいと思うため、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 自転車通学の経路として、滝川沿いの自転車優先道を指定予定である。自転車優先道に合流するまでの経路については、各家庭から安全かつ最短で合流できる経路とする。また、「上牧」の交差点から上牧中学校までは、自転車には乗らず、押して歩く形での通学を予定している。

部会長 次に、視察箇所について、何か意見等はあるか。

事務局 補足事項がある。先日、役場、西和警察署及び高田土木事務所の職員で通学路の合同安全点検を実施し、その際にまきのは郵便局付近にある自転車優先道の出入り口の視察を実施した。また、教育長からの提案で、その付近を含め、町内複数箇所に、自転車通学する生徒や自転車通学経路を利用される住民のかたに向けた安全啓発パネルの設置を検討している。なお、ゆりはちゃんを用いたデザインを予定している。

委員	視察いただいた地点は非常に危険な場所であると考えている。
部会長	先日実施された合同安全点検で視察いただいた地点について、通学部会で再度視察する必要はあるか。
事務局	視察した際には非常に危険であるとは感じなかった。そのため、地区から考えると担当箇所の多いA班に視察いただくことになることもありますし、必ずしも視察していただきたいとまでは考えていない。
部会長	視察しておくべきかについて、ご意見をいただければと思う。なお、地区から考えるとA班ではあるものの、B班の方に視察いただいてもよいかと考える。
事務局	おっしゃっていただいた形をとってもよいかと思う。
部会長	緑ヶ丘から服部台に通じる細い道を全員で視察するのであれば、そのまま、まきのは郵便局付近の自転車優先道の出入り口を視察してもよいかと思う。
事務局	自転車優先道については、南都銀行から文化センター方面に延びる道路と交差する地点で一度途切れる形となっており、安全面を考慮すると、横断歩道まで迂回して道路を横断する必要がある。このことについては、子どもたちに対して注意喚起する必要があると考えている。
委員	横断歩道まで迂回せずにそのまま道を横断される方もいるため、中学生もそのようなことをしてしまうのではないかと危惧

している。

事務局 100m程度迂回することにはなるものの、そのまま横断しないようにとの指導が必要であると考えている。

部会長 横断可能な位置を変更し、迂回せずとも横断できる安全な道に改修することはできないのか。

事務局 横断歩道の設置には条件があることから、滝川沿いの自転車優先道から最短距離の場所に設置するとなると、現在の位置となるため、迂回せずとも横断可能な道への改修ができない。

部会長 自転車優先道と南都銀行から文化センター方面に延びる道路との交差地点については、いただいた意見を踏まえ、現状の把握をしておくべきと考えられるため、B班で視察いただければと思う。

事務局 通学路の合同安全点検においても視察はしているが、通学部会においても現状の共有ができていればよいと考えるため、本来であればA班の担当地区ではあるものの、B班で視察いただければありがたく思う。

部会長 地図上では示されていないが、桜ヶ丘地区の子どもたちがゆりが丘に抜ける道を通って通学することはないのか。

事務局 その道を通学する可能性はあるかと思う。

部会長 この道には横断歩道はあるのか。

委員	横断歩道はない。
委員	桜ヶ丘からゆりが丘に抜ける道や、その道からまきのは郵便局へ通じる道については、車がよく通行しており、危険があると感じている。
委員	桜ヶ丘のローソンから西名阪沿いの坂道も車がよく通行しており、危険があると感じている。
委員	桜ヶ丘三丁目付近の子どもたちは、西名阪沿いの道を通学するのか。
事務局	桜ヶ丘や片岡台の子どもたちで、自転車通学を希望される場合は、まきのは郵便局付近の自転車優先道の出入り口に向かって通学されると想定している。
委員	横断歩道がある場所で横断してもらうため、通学安全対策マップにおいて緑色で示されている経路通り、西名阪沿いの坂道を下ったのち、まきのは郵便局付近の自転車優先道の出入り口に向かって通学するということでよいか。
事務局	お見込みのとおりである。
委員	まきのは郵便局から上牧第二小学校へ向かう西名阪沿いの道は、自動車は一方通行である。通学時にその道を通行する場合、走行する自動車に対して逆走する形となるため、危険であるように思う。
委員	その道は、道幅も狭く、一人で通行していても狭く感じるほ

どであるため、複数人が通行するとなると、より危険であるよう思う。

委員 その道について、自転車は一方通行とはなっていないのか。

委員 自転車は一方通行とはなっていない。

委員 どれほどの人数が自転車でその道を利用して通学するのか。

事務局 現時点では人数は未定であるが、通学する時間帯は集中すると考えている。

委員 自転車は車道を通行しなければならないが、道幅が狭く、危険であると思う。

委員 大きな車が通った際には、自転車が通行するのは危険であると思う。

事務局 一方通行の自動車と逆走することになり、自転車を押して歩くとしても危険であるため、特に登校時はその道を通行しないようにする方がよいかと考える。

委員 しかし、片岡台団地にお住まいの方にとっては、その道が通りやすく、最短の経路となっている。

事務局 危険であることを考えると、推奨経路とはしがたいと考える。

部会長 この道については、現地視察をしたうえで、自転車通学の経

路とするかどうか検討したいと考える。

また、この道を自転車通学ではなく、徒歩通学する子はいるのか。

事務局 一定数いるとを考えている。

部会長 この道を徒歩通学することについては、どのように考えるか。

事務局 最短経路であり、歩道もあることから、徒歩通学の経路とすることには問題はないと考えている。

部会長 この道を自転車通学の経路としない場合、自転車通学の指定経路を延ばすことになるのか。

事務局 上牧第二小学校前の川沿いから、上牧大橋や下牧2丁目交差点を経由し、まきのは郵便局付近の自転車優先道に入る経路となるかと思う。このようにすると、距離が200m程度延びることとなるため、自転車通学の対象者が増えることになるかと思う。

部会長 特に、上牧第二中学校区から上牧中学校へ向かう通学路になるかと思うが、ほかに視察しておくべきと考えるところはあるか。

委員 現在、金富地区から上牧第二中学校の中を通って通学している子どもがいるが、来年度からは中学校ではなくなるため、この通学路はどのような扱いになるのか。

事務局	現在、役場で検討中ではあるが、通学路として継続して利用することを想定しつつ、上牧第二中学校跡地の利活用等の話を進めている。
委員	金富地区から上牧第二中学校までの道中では、ハチやイノシシが出没しており、心配なところがある。現在は学校であることから人がいるため、何かが生じた際には対応可能であるが、来年度からは学校でなくなることから、何かが生じた際の対応ができなくなるのではないかと心配している。道路の整備等、何かしらの対策を講じていただければと思うが、いかがか。
事務局	その場所については、住民の方や学校から様々な意見をいたしているものの、私有地であるため、行政として介入できる部分が限られている。
委員	樹木も成長してきており、その点でも危険があると考えている。
事務局	持ち主の方とも協議しているが、職員で対応できる範囲には限りがあるため、苦慮しているところである。
部会長	金富地区や梅ヶ丘地区の子であれば、上牧中学校への通学経路として香芝市を通る経路も考えられるが、その経路についてはどうのように考えるか。
事務局	香芝市を通過することがよいかどうかを検討する必要があると考えている。なお、香芝市を通る経路となると、通学距離が短縮されると考えている。 中学校の通学路については、どの程度まで指定しているの

か。

部会長 主となる経路を指定している程度であるため、香芝市の道を通って通学してもよいとするかどうかというところである。

委員 かつて、町内の中学校が上牧中学校のみであった頃は、香芝市の道を通って通学していたという話を聞いたことがある。しかし、その頃に通学にあたっての許可等の手続きがあったかについては、不明である。

事務局 実際に香芝市の道を通って通学するとなった場合、香芝市に確認したいと思う。また、他市町村を通って通学する事例はあるものと思うため、どのような手続きが必要であるか、安全面という観点で問題がないかについて、確認する必要があると考える。

委員 安全面については、他市町村を通る場合、その場所に危険が生じた際に改善を強く要求できないため、困る可能性も考えられる。

部会長 事務局の方で、香芝市の道を通って通学することが可能であるのか、可能である場合はどのような手続きが必要であるかについて、調べていただくことは可能か。

事務局 承知した。調べた結果を報告させていただく。  
しかし、この道については、町の方で安全対策をとることができないため、その点が気にかかっている。

部会長 この道を通って通学しない場合は、上牧第二中学校の敷地を

通る経路か、片岡城跡の横を通る経路かになるが、距離も長いうえ、自転車での通学は困難な経路となる。自転車で通学可能な経路となると、王寺町を通る経路が考えられるものの、途中で通る場所が香芝市か王寺町かの違いであり、他市町村を通ることに変わりはないため、それであれば、通学距離が短くなる香芝市の道を通る経路について確認を取る方がよいと考える。

事務局 金富地区の子が自転車通学をする場合、自転車通学の指定経路としている滝川の自転車優先道に合流することが難しい。西名阪沿いの側道を通って通学することが考えられるが、その道も危険であると考える。そのため、金富地区の子については、例外的な扱いをすることになるかと思う。

部会長 金富地区の子については、自転車優先道への合流が合理的でないため、実際に通行する経路を示していただき、それが適切であると認められる場合、許可するという形をとるしかないかと考える。

香芝市の道を通る経路が可能かどうかについては、事務局に調べていただき、可能である場合は、今回検討した形で進めていくということでしょうか。

(異議なし)

部会長 ほかに視察場所に関して、何か意見等はないか。

部会長 緑ヶ丘から服部台に抜けるトンネル部分について、「何らかの対策が必要」とあるが、ほかに視察すべきところはあるか。

事務局 その場所以外であると、まきのは郵便局から上牧第二小学校

へ向かう西名阪沿いの道、梅ヶ丘から北上牧に入る道、自転車優先道と南都銀行から文化センター方面に延びる道路との交差点、桜ヶ丘からゆりが丘に抜ける道を視察したいと考えている。

部会長 緑ヶ丘から服部台に抜けるトンネルについては、車が通れる幅のところ以外にも何箇所かあるが、安全面から通行に不安があると思う。トンネルを抜けた先には歩道がなく、横断歩道もまきのは郵便局付近まで行かなければないため、危険である。また、街灯も少なく、防犯的な観点からも不安があると思う。

委員 車の往来も多く、危険であると思う。

事務局 通学の際には、そこを通行しないようにルールを定めておいてもよいかと思う。  
しかし、緑ヶ丘の子がそこを通行するのか疑問に思う。

部会長 そこを抜けて服部台の中を通ってくると、通学距離が随分と短縮されるため、通行する可能性はあるものと思う。しかし、横断歩道がないところを横断する経路となるため、検討が必要かと思う。  
横断歩道を新たに設置することは可能であるのか。

委員（警察） 横断歩道を設置するには、距離や見通し等の条件があるため、現場を見てみないと判断ができない。

部会長 確認いただき、設置の可否をはっきりさせる方がよいかと思う。横断歩道が設置できないということであると、通行禁止としても納得いただけるかと考える。

- 部会長 服部台明星線について、「通行量に対して横断歩道が少ない」とあるが、そのような意見が出た後、新たに信号と横断歩道が設置されている。状況が改善されていると思うが、視察した方がよいか。
- 事務局 視察しておく方がよいかと思う。
- 部会長 服部記念病院付近について、「横断する生徒が多い」とあるが、この付近から中学校までの間で横断可能な箇所としては、服部記念病院の前、西大和黎明保育園の前、役場の前がある。横断に関して、中学校としては、役場の前の横断歩道は、坂道の途中にあり、運転手から横断者が見えにくいうえ、交通量も多く、危険性があるため、利用しないように指導しようと考えている。また、トンネルが利用可能になれば、そちらを利用するという形をとりたいと考えている。
- 委員 その場所は横断しにくく、危険性があるため、その形がよいと思う。
- 部会長 現在、梅ヶ丘から北上牧に入る道、緑ヶ丘から服部台に抜けるトンネル、まきのは郵便局付近の自転車優先道の出入り口、まきのは郵便局から上牧第二小学校へ向かう西名阪沿いの道、自転車優先道と南都銀行から文化センター方面に延びる道路との交差地点、桜ヶ丘からゆりが丘に抜ける道、服部台明星線が視察予定箇所となっている。  
ほかに特に視察しておくべき場所はないか。

(視察場所についての意見等なし)

部会長	現地視察に関わって、ほかに意見等はないか。
委員	現地視察に行き、「通行量に対して横断歩道が少ない」等の以前に出た意見と同様の意見が出た場合、実際に対応してもらえるのか。
事務局	対応可能な案件については、隨時協議する予定である。 今回の現地視察では、通学路の安全対策に係る意見をいただければと思う。
委員	通学路上に草が生い茂っている場合、対応してもらえるのか。
事務局	町道や役場の敷地等、役場で対応可能な場所については、対応させていただく。
部会長	通学路について、最終的に通学部会でどこまで決定しておく必要があるのか。各家庭から安全かつ合理的な経路で主な通学路に合流するということが基本的な考え方だが、保護者や子どもたちに対して示す用に、通学路マップを通学部会において完成させるのか。
事務局	案としては、最終的に通学部会で作成する形でよいかと考えている。なお、通学経路の示し方としては、現在、上牧中学校や上牧第二中学校で示されている形を参考にしつつ、徒步通学と自転車通学の経路をあわせて示す形になるとを考えている。
部会長	通学部会で検討した内容を最終的に学校統合準備委員会に上

程するにあたっては、徒歩通学と自転車通学の経路を示した通学路マップを作成する形がよいかと考える。また、マップについては、統合後の中学校でそのまま活用いただけるような形が最も適切であると考える。

事務局 開校時にそのまま活用できるものを作成できていればと思う。

部会長 開校すると、ほどなくして子どもたちの通学が始まる。そのため、今年度内に通学経路を子どもたちに示しておく必要があると考えている。特に、大きく通学経路が変更となる上牧第二中学校区の子どもたちへの説明が必要であると思う。

事務局 説明会や文書等によって、年度内に説明できればと考えている。

部会長 現地視察箇所の選定については、以上でよいか。

(異議なし)

部会長 多くの意見をいただき、感謝申し上げる。次回の現地視察では、本日挙げていただいた場所の視察をお願いする。

#### 4. その他（連絡事項等）

部会長 次回の現地視察の日程について、事務局から説明をお願いする。

事務局 次回の現地視察については、11月28日（金）午前10時から

を予定している。天候によっては順延の可能性もある。ご都合や体調の関係でご参加が難しい場合は、事前にご連絡いただければと思う。

部会長 では、11月28日（金）午前10時から少雨決行という形でお願いしたいと思う。

委員又は事務局からほかに連絡事項等はないか。

委員 10月に実施された保護者説明会において、バスを出すことは考えていないとの説明をされていたが、バス通学について改めて説明いただきたい。

事務局 まず、スクールバスについては、学校運営上、難しさがあることから、現時点では出すことは考えていない。次に、公共交通バスについては、利用を希望される方の中で、要件を満たした場合、許可することを考えている。要件については、自転車通学と同様に、通学距離が2.5km以上としている。

委員 バス通学に係る費用は自己負担か。

事務局 お見込みのとおりである。

部会長 自転車通学に係る申請書等については、以前に協議し、その協議結果を学校統合準備委員会に上程し、承認いただいている。バス通学についても、自転車通学と同様に、申請書等を作成し、通学部会で協議後、学校統合準備委員会に上程する必要があると考えている。

バス通学に係る申請書等についての協議はいつ実施する予定か。

事務局	11月28日（金）に、現地視察後に実施できればと思う。
部会長	通学に利用可能なバスはそれほど本数がないかと思うが、どれほどの利用が見込まれるのか。
事務局	雨の日や、自転車に乗れない子の利用があるかと考えている。
部会長	雨の日の利用が見込まれるとなると、天候によって自転車もバスも利用される場合、申請書を2種類提出してもらうということでしょうか。
事務局	お見込みのとおりである。
部会長	自転車通学に関わって、鑑札については実費負担いただく形で考えている。また、始業式の際に子どもたちを集め、安全面についての話をした後、職員とともに自転車を確認し、鑑札を貼ってもらうという流れで考えている。新入生についても同様に進めたいと考えている。 ほかに連絡事項等はないか。
	(連絡事項等なし)
部会長	それでは、本日の案件事項は以上となるため、事務局に進行を移したいと思う。
<u>5.閉会</u>	
事務局	以上をもって第8回上牧町学校統合準備委員会（通学部会）

会議を閉会する。

以上